

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年12月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものであります。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市上下水道局 川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之
	名称	長沢浄水場排水処理施設改良工事
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
	実施区域	川崎市多摩区三田5-1-1
	目的	経年劣化した脱水機設備を含む排水処理棟の更新
	内容	計画地面積：約37,900m ² 開発行為区域面積：約16,900m ²
	施行期間	2026年6月～2031年7月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年12月12日（金）から令和7年12月26日（金）まで
	縦覧場所及び時間	<p>■多摩区役所10階、生田出張所1階 午前8時30分から午後5時まで。土曜日及び日曜日は除く。</p> <p>■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階窓口⑥） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日及び日曜日は除く。</p> <p>※すべての縦覧場所で開始日（12月12日）は午前10時から行います。</p>
	ホームページ	<p>ホームページから条例見解書の閲覧ができます。</p> <p> 検索 川崎市 アセス図書の公表</p> <p></p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html</p>
	問合せ先	<p>川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp</p>